

茨城県報

号 外 (3)

昭和38年4月1日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

規 則

茨城県規則第25号

茨城県農業協同組合法施行細則を次のように定める。

昭和38年4月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

茨城県農業協同組合法施行細則

茨城県農業協同組合法施行細則(昭和36年茨城県規則第68号)の全部を改正する。

(定義)

第1条 この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)をいう。
- (2) 「組合」とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。
- (3) 「中央会」とは、茨城県農業協同組合中央会をいう。
- (4) 「組合員」とは、農業協同組合の組合員及び農業協同組合連合会の会員をいう。

(設立認可申請)

第2条 発起人は、法第59条第1項の規定により組合(県の区域を地区とするものを除く。以下第3条から第16条まで及び第20条並びに第24条から第29条までにおいて同じ。)の設立の認可を受けようとするときは、設立認可申請書(様式第1号)に定款の写及び事業計画書のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設立経過報告書(設立の理由及び設立目論見書を含む。)
- (2) 設立準備会議事録謄本
- (3) 創立総会議事録謄本(役員選挙録謄本を含む。)
- (4) 発起人の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- (5) 役員の住所、氏名、営農規模、競業調べ及び略歴表(以下「役員調書」という。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 農業協同組合連合会(県の区域を地区とするものを除く。以下同じ。)の設立認可の申請にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 設立発起人となつた組合が設立の発起人となることを議決した総会の議事録抄本
- (2) 設立に同意した組合が、設立準備会の議事に同意することを議決した総会の議事録抄本

(合併認可申請)

第3条 合併後存続することとなる組合が、法第65条第2項に規定する合併の認可をうけようとする

るときは、合併認可申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 各組合の合併理由書及び経過報告書
- (2) 各組合の合併総会議事録謄本
- (3) 合併契約書写(合併契約書以外に覚書等のある場合は、その写を含む。)
- (4) 各組合の財産目録、貸借対照表
- (5) 出資組合にあつては、法第65条第4項の規定において準用する法第49条及び法第50条の規定による手続を了したことを証する書面
- (6) 定款の写及び定款変更を行なつたときは、変更に係る新旧条文を対象した書面
- (7) 事業計画書

2 合併によつて組合を設立しようとする場合において、その設立委員が法第65条第2項に規定する合併の認可をうけようとするときは、合併認可申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる書類
- (2) 設立委員会議の議事録謄本
- (3) 設立委員の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- (4) 役員調書

(解散認可申請)

第4条 組合は、法第64条第2項に規定する解散の認可を受けようとするときは、解散認可申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあつては、第3号に掲げる書類のうち貸借対照表は添付を要しない。

- (1) 解散理由書
- (2) 総会議事録謄本
- (3) 財産目録及び貸借対照表

(解散届)

第5条 組合は、法第64条第4項の規定により解散したときは、遅滞なく解散届(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあつては、第2号に掲げる書類のうち、貸借対照表は添付を要しない。

- (1) 解散に至つた経過を記載した書面
- (2) 財産目録及び貸借対照表

(定款変更認可申請)

第6条 組合は、法第44条第2項に規定する定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(様式第6号)に次掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款変更理由書
- (2) 総会議事録抄本

(3) 変更に係る新旧条文を対照した書面

2 出資1口の金額を減少しようとする定款の変更については、前各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表

(2) 法第49条第2項及び法第50条第2項の規定による手続を了したことを証する書面

3 農業協同組合連合会がその地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行なっている事業を新たに行なおうとする定款の変更については、第1項各号に掲げる書類のほか会員たる組合のそれぞれの総会における法第46条の2の規定による定款の変更の議決に係る議事録抄本を添えなければならない。

(共済規程設定承認申請)

第7条 組合は、法第10条の2第1項の規定により共済規程の承認を受けようとするときは、共済規程設定承認申請書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 共済規程写

(2) 定款(共済事業関係規程を抜粋したもの。)写

(3) 総会又は総代会議事録抄本

(4) 茨城県共済農業協同組合連合会(以下「県共済連」という。)との再共済引受に関する基本契約書案

(共済規程変更承認申請)

第8条 組合は、法第10条の2第3項の規定による共済規程変更の承認を受けようとするときは、共済規程変更承認申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 変更理由書

(2) 総会又は総代会議事録抄本

(3) 変更に係る新旧条文を対照した書面

(4) 県共済連との再共済引受に関する基本契約書の新旧条文を対照した書面

(共済規程廃止承認申請)

第9条 組合は、法第10条の2第3項の規定による共済規程廃止の承認を受けようとするときは、共済規程廃止承認申請書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 廃止の理由書

(2) 総会又は総代会議事録抄本

(3) 事業実績書

(農地信託規程設定承認申請)

第10条 組合は、法第10条の6第1項の規定により農地信託規程の承認を受けようとするときは、

(第三種郵便物認可)

農地信託規程承認申請書(様式第10号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 農地信託規程写
- (2) 定款(農地信託事業関係規定を抜粋したもの)写
- (3) 最近時の総会において承認をうけた貸借対照表、損益計算書及び最近時の試算表
- (4) 総会又は総代会議事録抄本

(農地信託規程変更承認申請)

第11条 組合は、法第10条の6第3項の規定による農地信託規程変更の承認をうけようとするときは、農地信託規程変更承認申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 総会又は総代会議事録抄本
- (3) 変更にかかる新旧条文を対照した書面

(農地信託規程廃止承認申請)

第12条 組合は、法第10条の6第3項の規定による承認をうけようとするときは、第9条の規定を準用する。

(農地信託財産管理方法変更請求)

第13条 農地信託委託者は、法第10条の9において準用する信託法(大正11年法律第62号)第23条第1項の規定による農地信託財産管理方法の変更請求をしようとするときは、農地信託財産管理方法変更請求書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) その請求にかかる農地信託契約書写
- (3) 変更の対象となる農地信託財産目録

(農地信託受託者辞任許可申請)

第14条 組合は、法第10条の9において準用する信託法第46条の規定による許可をうけようとするときは、農地信託受託者辞任許可申請書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任理由書
- (2) その申請にかかる農地信託契約書
- (3) 辞任しようとする農地信託財産目録

(農地信託受託者解任請求)

第15条 農地信託委託者は、法第10条の9において準用する信託法第47条の規定による解任の請求をしようとするときは農地信託受託者解任請求書(様式第14号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 解任請求理由書

(2) その請求にかかる農地信託契約書写

(3) 解任請求の対象となる農地信託財産目録

(農地信託解除請求)

第16条 農地信託にかかる利害関係人は、法第10条の9において準用する信託法第58条の規定による解除の請求をしようとするときは、農地信託解除請求書(様式第15号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 解除請求理由書

(2) その請求にかかる信託契約書写

(3) 解除請求の対象となる農地信託財産目録

(総会又は総代会招集の報告)

第17条 組合又は中央会は、総会又は総代会の招集の通知をしたときは、招集日の1週間前までに総会(総代会)開催届(様式第16号)にその招集の通知の写を添えて知事に提出しなければならない。

(総会又は総代会終了の報告)

第18条 組合又は中央会は、総会又は総代会が終つたときは、2週間以内に総会(総代会)終了届(様式第17号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会議事録謄本

(2) 議案及び議決事項の内容

(3) 役員改選を行なつたときは、役員選挙録謄本並びに役員調査書

(登記完了の報告)

第19条 組合は、設立、合併又は解散の登記を完了したときは、その登記後2週間以内に登記完了報告書(様式第18号)に登記簿抄本を添えて知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第20条 組合の清算が終了したときは、清算終了の登記後2週間以内に清算終了届(様式第19号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 決算報告書

(2) 清算終了登記簿抄本

(役職員の報告)

第21条 組合は、総会外において役員の選挙を行なつたときは、その就任の日から2週間以内に役員改選報告書(様式第20号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 役員選挙録謄本

(2) 役員調書

2 組合又は中央会は、代表者又は常勤役員が就任又は退任したとき及び参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、2週間以内に常勤役(職)員選(退、解)任届(様式第21号)に理事会議事録抄本を添えて知事に提出しなければならない。

(中央会が行なう組合監査の報告)

第22条 中央会は、法第73条の11の2第1項の規定により監査実施計画を定めたときは、監査実施計画報告書(様式第22号)を当該事業年度開始の月の前月の25日までに知事に提出しなければならない。ただし、監査実施計画を変更したときは、変更後直ちにその旨を文書により知事に報告しなければならない。

2 中央会は、組合の監査を実施したときは、毎月その1月分をとりまとめ、監査実施報告書(様式第23号)に監査報告書の写を添えて、その翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

(組合員の行政庁に対する請求)

第23条 組合員(中央会にあつては会員。以下本条において同じ。)は、法第94条第1項の規定による組合、若しくは中央会の業務若しくは会計の状況の検査を請求しようとするとき又は法第96条の規定による議決、選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、請求書(様式第24号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 請求理由書

(2) 組合員が署名押印した同意書

(仮理事の選任又は総会招集の請求)

第24条 組合員その他利害関係人は、法第41条の2の規定により仮理事の選任又は役員の選挙若しくは選任をするための総会の招集を請求しようとするときは、仮理事の選任(役員選出総会招集)請求書(様式第25号)に次の各号に掲げる事項を記載した請求理由書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 役員の職務を行なう者がなくなつた理由及び年月日

(2) 請求人と組合員との関係及び予想される損害の具体的内容

(農事組合法人成立届)

第25条 農事組合法人は、成立したときは成立のほから2週間以内に農事組合法人成立届(様式第26号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 登記簿謄本

(2) 定 款 写

(3) 事業計画書

(農事組合法人合併届)

第26条 農事組合法人は、合併したときは合併の日から2週間以内に農事組合法人合併届(様式第27号または様式第28号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 各組合の合併理由書

(2) 各組合の合併総会議事録謄本

(3) 各組合の財産目録

(4) 登記簿謄本

(5) 定 款 写

(6) 事業計画書

(農事組合法人解散届)

第27条 農事組合法人は、法第72条の17第2項の規定により解散したときは、解散の日から2週間以内に農事組合法人解散届(様式第29号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、非出資農事組合法人にあつては、第2号に掲げる書類のうち、貸借対照表は添付を要しない。

- (1) 解散に至つた経過を記載した書面
- (2) 財産目録及び貸借対照表

(農事組合法人定款変更届)

第28条 農事組合法人は、定款を変更したときは変更の日から2週間以内に定款変更届(様式第30号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款変更理由書
- (2) 総会議事録抄本
- (3) 変更にかかる新旧条文を対照した書面

(農事組合法人清算終了届)

第29条 農事組合法人は、清算が終了したときは、清算終了届(様式第31号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 清算終了登記簿抄本

(書類の提出)

第30条 法及びこの細則により知事に提出する書類は、中央会及びその地区が2以上の振興事務所の管轄区域にわたる組合又は農事組合法人にかかるものについては1通を直接知事にその他の組合又は農事組合法人に係るものにあつては、次の表の左欄の書類ごとに当該右欄に掲げる部数を当該組合又は農事組合法人の所在地を管轄する振興事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 部 数
第2条から第5条まで並びに第23条及び第24条の規定に基づく提出書類	正 副 2 部
第6条から第22条まで及び第25条から第29条までの規定に基づく提出書類	正 1 部

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際改正前の茨城県農業協同組合法施行細則に基づく、組合の設立認可申請、届出は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号

農業協同組合設立認可申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

設立発起人(注 全員連記のこと)

住 所

氏 名

㊤

このたび何農業協同組合を設立したいので認可願いたく、農業協同組合法第59条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 定 款
- 2 事業計画書
- 3 設立経過報告書(設立の理由及び設立目論見書を含む。)
- 4 設立準備会議事録謄本
- 5 創立総会議事録謄本(役員選挙録謄本を含む。)
- 6 発起人の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- 7 役員調書
(連合会を設立するときは上のほか)
- 8 設立の発起人となつた組合が、設立の発起人となることを議決した総会の議事録抄本
- 9 設立に同意した組合が、設立準備会の議事に同意することを議決した総会の議事録抄本

様式第2号

農業協同組合合併認可申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊤

このたび本組合は、何農業協同組合を合併したいので認可願いたく、農業協同組合法第65条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 各組合の合併理由書及び経過報告書
- 2 各組合の合併総会議事録謄本
- 3 合併契約書写(合併契約書以外に覚書等のある場合はその写を含む。)
- 4 各組合の財産目録、貸借対照表

(第三種郵便物認可)

- 5 出資組合にあつては、法第65条第4項の規定において準用する法第49条及び法第50条の規定による手続きを了したことを証する書面
- 6 定款及び定款変更を行なつたときは、変更に係る新旧条文を対照した書面
- 7 事業計画書

様式第3号

農業協同組合合併認可申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

設立委員 (注 全員連記のこと。)

住 所

氏 名

㊤

このたび、何農業協同組合と何農業協同組合とが合併して何農業協同組合を設立しないので認可願いたく、農業協同組合法第65条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 様式第2号の添付書類
- 2 設立委員会の議事録謄本
- 3 設立委員の住所、氏名、略歴及び営農規模を記載した書面
- 4 役員調書

様式第4号

農業協同組合解散認可申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏

名 ㊤

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において解散を議決したので認可願いたく、農業協同組合法第64条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 解散理由書
- 2 総会議事録謄本
- 3 財産目録及び貸借対照表

様式第 5 号

農 業 協 同 組 合 解 散 届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊤

本組合は、農業協同組合法第64条第4項の規定により解散したので、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 解散に至った経過を記載した書面
- 2 財産目録及び貸借対照表

様式第 6 号

農 業 協 同 組 合 定 款 変 更 認 可 申 請 書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊤

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において、定款の変更を議決したので認可願いたく、農業協同組合法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 定款変更理由書
- 2 総会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面
(出資一口金額減少の場合)
- 4 法第49条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表
- 5 法第49条第2項及び法第50条第2項の規定による手続きを了したことを証する書面
(他の連合会が行なっている事業を新たに行なう場合)
- 6 会員たる組合の総会における法第46条の2の規定による定款の変更の議決にかかる議事録抄本

様式第7号

農業協同組合共済規程設定承認申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊞

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において、共済規程を設定することを議決したので承認願いたく、農業協同組合法第10条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 共 済 規 程
- 2 定款(共済事業関係規定の条文抄)写
- 3 総会又は総代会議事録抄本
- 4 茨城県共済農業協同組合連合会との再共済引受に関する基本的契約書案

様式第8号

農業協同組合共済規程変更承認申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊞

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において、共済規程の変更を議決したので承認願いたく、農業協同組合法第10条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面
- 4 茨城県共済農業協同組合連合会との再共済引受に関する基本契約書の新旧条文を対照した書面

様式第9号

農業協同組合共済規程廃止承認申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊞

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において、共済規程の廃止を議決したので承認願いたく、農業協同組合法第10条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 廃止の理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 事業実績書

様式第10号

農 地 信 託 規 程 承 認 申 請 書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊞

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において農地信託規程を設定することを議決したので承認願いたく、農業協同組合法第10条の6第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 農地信託規程写
- 2 定款（農地信託事業関係規定を抜粋したもの）写
- 3 最近時の総会において承認をうけた貸借対照表、損益計算書及び最近時の試算表
- 4 総会又は総代会議事録抄本

様式第11号

農 地 信 託 規 程 変 更 承 認 申 請 書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊞

本組合は、昭和 年 月 日開催の何総会において、農地信託規程の変更を議決したので承認願いたく、農業協同組合法第10条の6第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(第三種郵便物認可)

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 総会又は総代会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第12号

農地信託財産管理方法変更請求書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

請 求 者 氏 名 ㊞

何農業協同組合に信託の農地について、その管理方法を変更されたく、茨城県農業協同組合法施行細則第13条の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 その請求に係る農地信託契約書写
- 3 変更の対象となる農地信託財産目録

様式第13号

農地信託受託者辞任許可申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊞

本組合は、別添理由により農地信託受託者の任務を辞任したいので許可願いたく、茨城県農業協同組合法施行細則第14条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 辞任理由書
- 2 その申請に係る農地信託契約書写

様式第14号

農地信託受託者解任請求書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

請 求 者 氏 名 ㊞

(第三種郵便物認可)

何農業協同組合と信託契約を締結し、農地を委託しておりますが、別添理由により受託者を解任したく、茨城県農業協同組合法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

- 1 解任請求理由書
- 2 その請求にかかる農地信託契約書写
- 3 解任請求の対象となる農地信託財産目録

様式第15号

農 地 信 託 解 除 請 求 書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

請 求 者 氏 名 ㊤

何と何農業協同組合にかかる農地信託を別添理由によつて解除されたく、茨城県農業協同組合法施行細則第16条の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

- 1 解除請求理由書
- 2 その請求にかかる信託契約書写
- 3 解除請求の対象となる農地信託財産目録

様式第16号

農 業 協 同 組 合 総 会 (総 代 会) 開 催 届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊤

本組合は、何総会を昭和 年 月 日開催するので、茨城県農業協同組合法施行細則第17条の規定によりお届けします。

(添付書類)

- 1 総会招集通知書の写

様式第17号

農 業 協 同 組 合 総 会 (総 代 会) 終 了 届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏 名 ㊤

本組合は、何総会を昭和 年 月 日終了したので、茨城県農業協同組合法施行細則第18条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 総会又は総代会議事録謄本
- 2 議案及び議決事項の内容
- 3 役員改選を行なったときは、役員選挙録謄本並びに役員調書

様式第18号

農業協同組合登記完了報告書

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

組合長理事(清算人) 氏 名 ㊤

本組合の何登記は、昭和 年 月 日何法務局何支局(出張所)において完了したので、茨城県農業協同組合法施行細則第19条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 登記簿抄本

様式第19号

農 業 協 同 組 合 清 算 結 了 届

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

清算人代表 氏 名 ㊤

本組合は、清算事務を結了し、昭和 年 月 日開催の何総会(総代会)の承認を得て昭和 年 月 日清算結了の登記を完了したから、農業協同組合法第72条の2において準用する民法第83条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 清算結了登記簿抄本

(第三種郵便物認可)

様式第20号

農業協同組合役員改選報告書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏

名 ㊤

本組合は、昭和 年 月 日役員を改選したので、茨城県農業協同組合法施行細則第21条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 役員選挙録謄本
- 2 役員調書

様式第21号

農業協同組合常勤役(職)員選(退、解)任届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

組合長理事 氏

名 ㊤

本組合は、昭和 年 月 日何々を(が)下記のとおり選(退、解)任したので、茨城県農業協同組合法施行細則第21条第2項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

記

職 名	氏 名	住 所	就 年 (退、解) 任 月 日	略 歴

(添付書類)

- 1 理事会議事録抄本

様式第22号

農業協同組合監査実施計画報告書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

農業協同組合中央会

会 長 氏

名 ㊤

(第三種郵便物認可)

本会は、昭和 年度の農業協同組合監査計画を下記のとおり定めたので、茨城県農業協同組
合法施行細則第22条の規定により報告します。

記

監 査 対 象 組 合	監査の実施 時期(月別)	監 査 実 施 人 員		監 査 の 範 囲	監 査 の 重 点
		監 査 士	そ の 他 員		

様式第23号

農 業 協 同 組 合 監 査 実 施 報 告 書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

農業協同組合中央会

会 長 氏

名 ㊞

本会は、下記により農業協同組合の監査を実施したので茨城県農業協同組合法施行細則第22条
第2項の規定により、報告します。

記

監査実施対象組合	監査実施年月日	監 査 者 氏 名	監 査 の 範 囲

(添付書類)

- 1 監査報告書写

様式第24号

農業協同組合 (検査
総会議決(役員選挙)(役員当選)の取消) 請求書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

何農業協同組合組合員

請求者 代表 氏

名 ㊞

何農業協同組合 (検査
総会議決(役員選挙)(役員当選)の取消) を行なわれたく、茨城県農業協同組
合法施行細則第23条の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

- 1 請求理由書
- 2 組合員が署名押印した同意書

(第三種郵便物認可)

様式第25号

農業協同組合仮理事の選任(役員選出の総会招集)請求書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

何農業協同組合組合員(利害関係人)

住 所

氏 名 ㊤

何農業協同組合の仮理事の選任(役員を選出するための総会招集)を行なわれたく、茨城県農業協同組合法施行細則第24条の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

次の事項を記載した請求理由書

- 1 役員の職務を行なう者がなくなつた理由及び年月日
- 2 請求人の組合員との関係及び予想される損害の具体的内容

様式第26号

農 事 組 合 法 人 成 立 届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

代 表 理 事 氏 名 ㊤

このたび、本農事組合法人が下記のとおり成立しましたので、農業協同組合法第72条の16第4項の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

- (1) 組 合 員 数
- (2) 農地または採草放牧地についての所有権または使用収益権の取得の有無および現物出資の有無
- (3) 員外常時従事者の数
- (4) 従事者に対する確定貸銀支払の有無
- (5) 農協への加入の有無

(添付書類)

- 1 登記簿謄本
- 2 定 款 写
- 3 事業計画書

様式第27号

農 事 組 合 法 人 合 併 届

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

代表理事 氏 名 ㊤

このたび、本農事組合法人は、何農事組合法人を合併しましたので、農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 各組合の合併理由書及び経過報告書
- 2 各組合の合併総会議事録謄本
- 3 各組合の財産目録
- 4 登記簿謄本
- 5 定 款 写
- 6 事業計画書

様式第28号

農 事 組 合 法 人 合 併 届

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

代表理事 氏 名 ㊤

このたび、合併により何農事組合法人を設立しましたので、農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 様式第27号の添付書類

様式第29号

農 事 組 合 法 人 解 散 届

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

代表理事 氏 名 ㊤

(第三種郵便物認可)

このたび、本農事組合法人が解散しましたので、農業協同組合法第72条の17第2項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 解散に至った経過を記載した書面
- 2 財産目録及び貸借対照表

様式第30号

農 事 組 合 法 人 定 款 変 更 届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

代 表 理 事 氏 名 ㊤

このたび、本農事組合法人の定款を変更しましたので、農業協同組合法第72条の13第2項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 定款変更理由書
- 2 総会議事録抄本
- 3 変更に係る新旧条文を対照した書面

様式第31号

農 事 組 合 法 人 清 算 結 了 届

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

名 称

代 表 理 事 氏 名 ㊤

本農事組合法人は、清算事務を終了し、昭和 年 月 日開催の何総会の承認を得て、昭和 年 月 日清算終了の登記を完了したから、農業協同組合法第73条第4項において準用する、同法第72条の2の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 清算終了登記簿抄本

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)